

平成30年第4回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成30年12月 4日

本日の会議 平成30年12月 7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
参 事 森本 陽子 君 主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 山本 昭彦 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 松邨 清茂 君 健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君
水 道 局 長 濱 伸二 君 会 計 管 理 者 山口 利弘 君
教 育 次 長 森川 寛子 君 総 務 部 理 事 山口 功 君
建 設 産 業 部 理 事 中嶋 敏純 君 教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君
総 務 課 長 荒木 秀一 君 情 報 管 理 課 長 堀池 英二 君
秘 書 広 報 課 長 中村 元則 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 山崎 昇 君 収 納 推 進 課 長 渡部 守史 君
土 木 管 理 課 長 中尾 盛雄 君 都 市 計 画 課 長 日名子達也 君
福 祉 課 長 細田 愛二 君 こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 宮崎 伸之 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 水 道 課 長 山口 新吾 君
下 水 道 課 長 山崎 禎三 君 教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君
生 涯 学 習 課 長 青田 浩二 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時21分

平成30年第4回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

平成30年12月 7日（金）
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	
2	65	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	66	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	67	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	68	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
6	69	字の区域の変更について	※総文
7	70	平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総文
8	71	平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※産厚
9	72	平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、堤理志議員の①教育環境の改善について。②入学準備金の年度前支給について。③上長与公民館の入浴施設いこいの場についての質問を同時に許可いたします。

13番堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんおはようございます。それでは早速、一般質問をさせていただきます。まず1点目、教育環境の改善について質問をいたします。町内で小中学校に通う児童生徒、保護者から通学の際の荷物が重過ぎるとの意見が出されております。中学生を例にとると、通学鞆、サブバックの総重量は10キロを超えることも珍しくありません。これは一般的なペットボトル1,500ミリリットルに換算すると7個以上をバックに詰め登校していることに相当いたします。登校に30分以上の時間を要する子どもにとっては、学校に到着するだけで疲労が蓄積し学習意欲が低下しないのか。また、発育段階の子どもへの体の負担、影響はないのかが心配でもあります。こうした点について対策をとる必要があると考えますが、町の認識と課題点、対策についての考えを質問をいたします。

2点目、入学準備金の年度前支給について質問をいたします。平成28年12月議会で、経済的に困難な家庭への就学援助の1つである入学準備金を制度の趣旨に合致するよう入学準備期に支給すべきとの提案を行いました。町は翌年度、従来の6月支給を4月支給へ改め実施をいたしました。29年3月議会、12月議会のそれぞれの一般質問で早期支給の努力を評価するとともに、あと一歩踏み込んで年度前に支給すべきではないかと提案をし、前向きに取り組みたいとの答弁がなされました。30年9月議会の一般会計補正予算で就学援助費が計上され、委員会での質疑では、準要保護の入学準備金を年度前に支給する予算との説明を受けました。これに対し、委員会の中で要保護の世帯は年度前に支給できるのか、こうした質問をいたしましたけれども、そのときの質問への回答を十分に理解することができませんでした。そこで改めて質問をいたします。

31年度の本町の小中学生の新入学生について、準要保護と同様に要保護の世帯も年度前に支給することができるようになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目、上長与公民館の入浴施設いこいの場について質問をいたします。30年5月、上長与公民館の入浴施設のボイラーの故障により、町民は浴場の利用ができない状態が長く続き、複数の町民の方からどうなっているのかとの相談がありました。これを受けまして、9月議会の一般質問でそのことを質しましたところ、町は9月27日に住民の意見を聴く会を開いて、その意見を参考に今後の方向性を検討していくとの答弁でありました。私も当日の意見交換会を傍聴をさせていただきましたが、住民と行政との間で

社会教育、社会教育施設のあり方についての意見の食い違いのようなものがあるのではないかということを感じました。そこで以下を質問いたします。まず1点目、町としての社会教育の目的、社会教育施設のあり方、考え方について伺います。2点目、上長与公民館の入浴施設について11月21日に町民向けの報告会を開催するとしていました。12月議会の一般質問の通告の提出期限が21日で、この報告会を聞いてから通告書を出すというのが間に合いませんでしたので、私19日にこの通告書を出した関係で反映はされておられませんけれども、このときの21日の報告会の住民の意見集約、検討、方向性について、どうであったのかを答弁をいただきたいというふうに思います。

以上よろしくお願いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。それでは早速、堤議員の御質問にお答えをさせていただきますと思っております。なお1番目と3番目の御質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、2番目の入学準備金の年度前支給ということにつきまして、お答えをさせていただきますと思っております。2番目の御質問でございます準要保護及び要保護世帯に対する入学準備金につきましては、就学援助または生活保護費の一時扶助として支給しているところでございます。就学援助による支給を受けられる準要保護世帯につきましては、31年度新入学者分から年度前に支給するように変更をしたところでございます。また、生活保護の一時扶助による支給を受けられる要保護世帯につきましては、以前から入学前の3月に支給を行っているところでございます。私の方は以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

改めまして皆さんおはようございます。堤議員の1番目の教育環境の改善の質問にお答えいたします。本年9月7日に長崎県教育庁義務教育課より児童生徒の携行品に係る配慮について通知が届きました。これは文部科学省初等中等教育局教育課程課ほか2課の通知を受けて発出されたものであります。この通知は授業で用いる教科書やその他の教材、学用品や体育用品等が過重になることにより身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念や保護者などからの配慮を求める声が寄せられたことを鑑み、発出された通知であります。内容としていたしましては、教科書やその他の教材等は家庭学習等も視野に入れた指導において重要であるとの見解を持ちながら、通学上の負担を考慮し、必要に応じ適切な配慮を求めるものとなっております。本町におきましては通知が出される以前より子ども達の負担と家庭学習のバランスを考え、家庭学習の必要が無い場合、教科書や教材等を学校に残置する指導を行っております。今後も通知の趣旨を

十分に汲み取り、現在の方策を継続していく予定であります。

3番目1点目の上長与公民館の入浴施設いこいの場について、町としての社会教育の目的、社会教育施設のあり方、考え方についてのご質問にお答えいたします。町としての社会教育の目的につきましては、教育基本法の目的にありますように、教育の目的は「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とあります。その目的を達するために、社会教育法では、社会教育とは「学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義しております。本町におきましてはその社会教育法に基づき、社会教育を推進しているところでございます。社会教育施設の在り方、考え方につきましては、社会教育を推進し、町民の皆様が集える施設として、公民館施設、図書館、宿泊研修施設、文化ホール、体育施設等を設置しております。これらの施設を利用し、誰でも生涯学習を学ぶことができる場であるとともに、人と人が出会い、地域の交流ができる場だと考えております。2つ目の住民の意見の集約、検討、方向性についての御質問ですが、入浴施設につきましては5月にボイラーが故障し、9月27日に地元説明会を行いました。その時にいただいた御意見を部長会で報告し検討を重ねてまいりました。その結果を11月21日に報告会を開催し、毎年多額の経費が掛かること。社会教育施設、学校教育施設におきましては、今後、老朽化による改修等で多額の経費が必要になること。また、町内小中学校へ空調設備の設置を決定し、導入に多額の経費が掛かること。町営の入浴施設がもう1か所、丸田荘にもあることなどの理由により、住民の皆様には廃止にすることをお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは、通学鞆の重さの問題から再質問をさせていただきますけれども、ここにいらっしゃる幹部職員の皆様とか議員もそうですけれども、我々の年代が学生時代に持っていた鞆の重さと比べて、今の子どもの鞆の重さをはるかに重たくなっているというふうには感じるんですけれども、まず1点、この点についてどのようにお考えか、御認識えられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。現在の教科書につきましては、学習指導要領の前回の改定によりまして、教科書そのものの内容を充実するというふうなことが指示がなされております。

その関係で従前の教科書よりも重たくなっているというふうなことが、まず第1の原因に上げられるかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

指導要領で学習内容が充実したということで教科書の重さがあるということですね。子どもの勉強と言いますか、学校の通学の中身を私も拝見させていただきましたら、教科書もちろんおっしゃるとおりなんですけれども、これに加えて問題集も各教科ごとにかなり重量のある問題集、私達の時代さほどなかったかなと思うんですが、そういった問題集、それから例えば長与検定等々のそういったもの、それから、これは直接教育委員会の問題じゃないんでしょうけれども、今日みたいな天気の場合は折り畳み傘を入れておくとか、水筒があるとか等々で、そういったものが積み重なって、それなりの重量が掛かってきているなというふうに思います。一方でやはり、重たくなってるんだったらもう減らしてしまえと、簡単にそういくのかという点で言えばやはりそうもいかない。重さの要因となっているというのが学習量の多さということになりますと、学力の向上に、それが一定貢献しているという可能性も考えられるわけなんですけれども、この点について御見解はいかがか。要するに学習量の多さが学力の向上に貢献している、そういう面もあるんじゃないか、ここちょっと御確認をさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり、いわゆる学習用具の重さと学習内容については比例しているというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

先程申し上げましたとおり、荷物が重たくなってるから問題集を無くしてしまえとは単純にはいかない、そういう問題だというところが、この問題の難しさかなというふうに私も思っております。それでまず1点お伺いしたいのが、義務教育課程の子どもの荷物の重さについて先程文科省なり県なりもその辺り何とかならんのかという、せんといかんという思いは持ってるからこういう通知をされたと思うんですけれども、文科省は子どもの荷物のこのくらいが適切でこのくらいの範囲がいいですよというような何らかの基準とかいうのは何か示しているのかどうか、もし分かれば、無いかもしれないですけど、もしあれば教えていただきたいを思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。この重さの目安につきましては、文部科学省は提示をしております。並びに県教育委員会も提示をされておられません。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私もちょっと調べたんですけど無いんですよ。教育委員会は軽くせろと言いながら、それに見合った、どうするという具体的なものを言わずに地方に何とかせろと言うことだけだと。ちょっとどうなのかなと思いますけれども、そこで私も何かほかの基準が無いのかなということいろいろと見ている中で、厚生労働省が職場における腰痛予防対策指針というものを出しておまして、これは何なのかといいますと、人の力によって重たいもの、重量物を取り扱うときにどのくらいの重さまでが目安なのかということを一つ示したのなんですけれども、先程言いました指針の中には、満18歳以上の男子労働者が要するに物を持ち、取り扱うときには体重の概ね40%以下となるように努める、女子の労働者の場合はさらに男子の取り扱うことのできる重量の60%までということが書かれてありました。簡単に言いますと、これはあくまでも大人の製造業に携わる体を使って仕事をする製造業の大人の基準ですけれども、体重の、男子の場合は掛け0.4、女子の場合は体重掛け0.4、掛けるのさらに0.6というのが一つの目安ということになっておりました。それで、またこれを子どもの体重がどのくらいなのかということで、平成29年の学校保健統計という文科省の資料を見ますと、中学1年生女子の平均体重というのが43.6キロだそうですね。これを先程の数式に当てはめると約10キロが限度ということになります。やはり先程言った荷物の状況というのがもうぎりぎりなのかな、ただこれはあくまでも荷物を厚生労働省が労働の中で、大人が荷物を持ち上げるときには10キロ、これを超えたらやっぱり2人で持ち上げるとか機械を使うとかしなさいということなんですけれども、ですから大人でさえそういう状況なのに、未成年でかつ、これを担いで長距離歩くということはやはり相当な負担が掛かっているんじゃないかということには分かるわけです。ここは質問はいたしませんけれども、それを踏まえた上でなんですが、例えば平野に位置する学校、諫早とか大村とか、こういった所では通学に自転車を活用して行かれているわけで、さほどこの荷物の重さというのは負担というか問題にはならないというふうに思いますけれども、本町の場合は公共交通機関を利用できる遠距離の子ども達以外はどんなアップダウンがあろうと徒歩通学ということで、かなり疲労が出る子どももいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そこでちょっとお伺いしたいのは、児童生徒の通学の距離なり通学の時間の把握というのは各学校なり、あるいは教育委員会なりで掴む手立てというのはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教員委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。中学校のケースで比較をいたしますと、バス通学の所を除きまして、最長の時間が掛かる所が歩いて40分の所が最長だというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

1番掛かってる所で40分ですね。ちなみになんですけれども、私が住んでおります長与ニュータウンの、私はニュータウンのかなり坂を上っていった高低差100メートルの所に住んでるんですけども、この辺りとかあるいは長与ニュータウンの西区の方の子ども達というのは大体30分以上、35分とか40分とか、やっぱり掛かってるということで、できれば例えば学校からコンパスで直線距離で測るんじゃなくて、大体例えば30分掛かってる子ども達がどのくらいの割合いるとか、ある程度のそういったものを掴んでいるのか、それから、そういったものも今後掴んでいく必要があるんじゃないかと思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。私はこの職に就く前に長与中学校に5年、そして高田中学校に5年、長与第二中学校に1年、奉職をさせていただきましたが、その間、休日等利用して子ども達の通う距離の所は全て歩くようにしておりました。1回だけではなくて複数回ずつというふうにして、どのような距離で、そしてどんな環境でということ全部調べて回ったつもりでございます。そういった点では全ての校区についてどの距離でどういうふうな高低差があつてということについては認識してるというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。是非そういった状況を踏まえて、ちょっと私なりに、大幅にこの重量を軽減するというようなのはなかなか現実的じゃないかなというふうに思うんですけれども、できることといたしますか、例えば5%削減を何かできないかなとか、そういうところからスタートしていったらいかがかなと思うんですけれども、例えば今、問題集等の宿題については、もちろん問題集を持ち帰っているわけなんですけれども、これを例えば、もうペーパー、紙ベースで今日はこの問題集のこのページとこのページ、コピーなりペーパー化したもので宿題のやりとりをするということ等で一定のこの重量の削減ができるんじゃないかというふうなことも考えるんですけれども、こういったことが難

しいのか、検討できないかとか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

中学生のケースで、いわゆるノートでB4のノートが1冊121グラムございます。これを6教科分持ってくるというふうなこともありまして、それは削減できないのかというふうに思いますが、中学校の中にはもう既に校長の方で議員が御指摘のとおり、プリントであるとか、あるいはルーズリーフ式のノートに全部変えて、複数枚ノートと言いますか、紙を持って来てそれを家の方で留めるというふうなことでやりたいというふうなことで、もう既に検討入ってる学校もございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういういろんな試行錯誤を是非、うまくいった部分については全町的に広がるようなことで取組をしていただきたいというふうに思います。それから、これはあまり前例はないんですけども、荷物の取り外し式のキャリーカートというのがありますよね。我々が出張に行くときなんかのガラガラと引くやつ荷物を取り外しができるキャリーカート、車が2つ付いたキャリーカートです。いろいろ調べてみますと耐過重が50キロというのが結構ありまして、結構重量に耐えられるかなと思うんですけども、こういったものを独自にというか先行的に長与町自身がそれを購入して配るんじゃないか、こういうものもあるからこういうのも使っていいですよというような検討はできないものか。子ども達もそれがかっこ悪いとかいう意見もあるかもしれませんが、1つの方法としては、重さ対策という点では効果があるんじゃないかと思うんですよ。こういったことは検討できないものか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

カートの件につきましては、確かに重量としては軽くなるというふうなことがあるかもしれませんが、道路の形状によりまして、タイヤが長持ちするかどうかというふうなこともあるかもしれません。また、修学旅行等では多くの場合、キャリーカートで移動するようなケースがありますが、1学年200人ほどの生徒がキャリーカートで移動するとかなりの音がしまして、おそらく学校の周辺の住民の方からとりますと、7時半から8時ぐらいの間に相当な騒音がするというふうなことで課題が出てくるかなというふうなことも心配をいたします。そういった点を鑑みますと、今のことを継続していく方が良いのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

おそらくそういった音の問題とか、毎日毎日このキャリーカートを使ったときに、果たしてタイヤが持つのかという問題も実は私も考えたんです。だから余り採用してる例がないのかなというのも思うんですが、ただ、考えてもらいたいのは、例えばお米を10キロ、ちょっとお父さん買ってきてと言われて、歩いて遠くの米屋さんに行きに行くというのはあり得ないですね。それを子ども達が毎日やってるということで考えれば、やはり何か頭の片隅に、これ何とかしてやらんといかんというのを学校と教育委員会で時々話題にして、何か方法がないものかということのを是非是非検討を進めていただきたいと思いますと思うのと、ほかに何か教育委員会で何らかの方策等、こんなことを検討してるというものがあるのかどうか、この辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

検討につきまして、今後も子ども達の状況ができれば改善できるようなことでの検討というのは日々行いたいというふうに思っております。さらに、いわゆる重さが集中する日がございます。それは月曜日と金曜日でございます、金曜日にたくさんの物を持ち帰り、例えばシューズであるとかを持ち帰って月曜日に持って来るというふうなことでの重さが増す日がございますが、そういった日の、ほかの持ち物が軽減できるようにできるだけ5日間にバラして、あるいは時期としては12月とか1月とか、あるいは夏休みの前後辺りに集中しないように適宜ずらしながら分けて持っていくと、そういうふうなことの指導は行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次に入学準備金の年度前支給の問題についてお伺いをしたいと思いますけれども、今、この点については町長の方から御説明がありました。おそらくこれは所管が福祉といたしますか、要保護になりますと福祉の関係だということだったのではないかなと思うんですけども、ちょっと私が今回質問をしたのは、私達議員も住民の皆さんからいろんな問い合わせがあつて、それに対しては分からんことは分からん、ちょっと役場に訊いてみますということでやるんですけども、特に審査した議案に関係する部分について、それちょっと分からないんですよというのやはり勉強不足だということで、やはり質疑の中で自分なりに疑問に思ったことは極力委員会の質疑の中で聞くわけなんですよね。前回の9月議会のときに、要保護の人はどうなりますかと言ったときに、結果論ですけど、できればそれはもう先程ありましたように、もう以前から3月支給になってるんですよという答弁いただければ何ら問題なく、私も住民の方から聞かれたときはもう

それなってるんですよと言えば済むことだったんですが、私も町内の全てのありとあらゆるものを全部把握してるわけじゃありませんので、今から聞くのもなんですけども、委員会の中で率直に言ってそういうことなんですよと言うことができなかったのか、所管が違うから答えなかったものなのか、この辺りはなぜ9月のときに明確な答弁がなかったのか、ちょっと何となく引っ掛かっているんです。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

はっきりお答えできなかったのが、要保護の生活保護の分が西彼福祉事務所が支給をしているというところと、それから我々がはっきり何月というのを確認していなかったというところもあります。要保護、生活保護については事前に支給されているということは分かってはいたんですけども、それが3月なのか2月なのかきちんとした日付を確認していなかったために明確な回答ができなかったということになります。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。もうこのことを取り立ててとやかく言いはしませんけれども、やはり今回のことで私を感じたのが、例えば子どもの問題については教育委員会と福祉の方とまたがる問題がありますよね。こういう扶助関係の問題なんかはまたがるわけで、しかもその中で福祉課が責任持ってされる部分と、それを飛び越えて県の福祉事務所がされる部分がある。教育委員会とも若干関連する部分がある。例えば入学説明会なんかでこの保護の問題といいますか、こうした問題について質問があったときにはおそらく教育委員会なりが代わって答弁をされると思うので、こういう教育委員会と福祉課と県の福祉事務所にまたがるような問題を横断的に把握をしておくというのがやはりやっておかないと、我々も議会の中での答弁で正しい情報を得ることもできませんし、住民に説明ができないということで、この辺りの連携というのが1つ課題じゃないのかなと思うんですが、この辺り課題を感じ改善する考えがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員の御質問にお答えいたします。今回の入学前準備金の件で生活保護の受給者の方につきましての入学前支給についての資料等、詳しく調べてなかったというのは教育委員会の手落ちということになるかと思っておりますけれども、今後は関係機関とも協議をして、より一層就学援助とか生活保護、援助を必要としている御家庭の方に支給ができるようにしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そしたら、最後の「上長与公民館入浴施設」この場について質問をさせていただきたいと思うんですけども、まず9月に意見交換会を実施しましたし、また、状況を踏まえて報告会というのが11月でしたかね、実施をしておりますけれども、意見交換会と報告会の案内はインターネットと回覧版で私は知ったんですけども、ある一部の方から報告会があったのを知らなかったという情報っていいですか、ある方から聞いたんですが、交換会のときに周知した所と報告会の案内を周知した所と全く同じなんですか。差があったのかどうか。これをまず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

報告会、説明会ともに案内は上長与地区に回覧をしたということと、ホームページ上でお知らせをした。あと丸田荘の方にこういった説明会、報告会がありますよということで、丸田荘の方にも結構上長与公民館でお風呂を利用された方がいらっしやったということで、そちらの方にも掲示をしております。だから周知方法については一緒でした。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ということは、その方がおそらく何らかのそういう回覧を見落とししたのかなということで理解をしたいというふうに思います。そしてこの問題は、私もいろんな住民の皆さんの声を聞いてみますと、もう廃止していいと思うと、経費も掛かるし、もうエアコンも付けないといけないし、もういいんじゃないという意見の方もいらっしやるし、いやいやずっと使ってきたし是非残して欲しいという方、両方やっぱり住民の中であるなどというふうに感じました。しかし今回、私は廃止になるということを含めて、今まで利用されてた皆さんがどういう思いでいらっしやるのかという利用者の目線で、ちょっと今回教育委員会にいろいろ質問をしたいというふうに思います。この入浴施設というのは元々この地区に古くから存在していたというふうに理解をしております。いろいろと見ますと、どい水道温泉だったり清水温泉と言ったり、分かる範囲でも明治の頃からもう既にあったということで、今の利用されてる住民の方のお父さんや、さらに祖父母の時代から使われてきて、その地域の方々の住民から見れば当たり前のようにちょっと風呂入ろうかということで使っていた。いわばそういう歴史的な経緯、地域の慣習ですね。先日も同僚議員が伝統があるとおっしゃってましたけれども、やはりそういう地域の伝統なり慣習がある、そういう経緯がある施設だったというふうにまずは思うんですが、この点は御認識はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

確かに上長与地区公民館の元々のお風呂につきまして、明治時代からされたということで、あとその所有者の方が清水温泉ということで長らく使われてはきたと思うんですけども、途中で休業というか廃止されて、そのあとに上長与地区公民館の方で、地元の方にまた利用していただくということで再開したという経緯は承知しております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

聞いたところ泉質も変わったり、経営も民間から公共の入浴施設ということで変わったという経緯はあるけれども、ただ地域住民にとって見たらもう営々と、この地域にはお風呂があって、みんなで入ろうというような慣習があったということお認めになったということで、あと副町長にお尋ねしたいんですけども、以前の経緯なんですよ、前町長、葉山町長のときのことなんですけれども、葉山町長が当時就任したときに、今後のまちづくりを住民の皆さんと話し合った中で、住民の交流の場、親睦を深める場として、こうした入浴の施設というのが有効だということを判断したということを議会の中でも当時の前町長が何度となく話していたというのを私記憶してるんですけども、ただそのときのやりとりを实际いらっしゃったのはもう今、鈴木副町長かなと思うんですけども、そういう話を議会の中で度々なさってたというのは、記憶にありますかね。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

葉山町長が就任されたときには、まだ私は課長職にもなってなかったので議会に出席しておりませんが、そういうこともおっしゃってたのかなと今、私自身、御指摘ありましたけども、ちょっと記憶にございません。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私も議事録でちょっと探そうかと思ったんですけど、膨大な議事録の中でピンポイントで見つけるというのはなかなか困難でちょっとそれは断念して、鈴木副町長ならそうやったと覚えてらっしゃるのかなと思ったのでお聞きをしました。分かりました。その件は結構です。それでまず9月何日でしたっけね。意見交換会がなされたときに、私も傍聴しておおよその状況を把握してるんですけども、このときの状況、存続を求める意見、賛成意見、反対意見、どういった割合だったのか、ちょっとこの辺り掴んでらっしゃったらお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

9月27日に意見交換会をさせていただいております。そのときの御意見はほとんどの方がお風呂の継続ということで御意見をいただいております。一部継続に反対という方の意見もあったんですけども、そういった方の意見もちょっと残念ながら、お風呂の廃止を反対されてる方の意見にかき消されてるということもありました。割合としてもほとんどが継続してくれという意見が多かったです。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

この意見交換会はやはり参加者というのはいくらも使われてる方が基本来られるので、割合からいえば当然そうなるのかなというふうには思うんですね。分かりました。それでもう1点お伺いしたいのは、私もその中で聞いて改めて感じたのは、私自身はあぁいった入浴施設というのは1度も利用してないし、さほど関心も無かったんですが、あぁいった所に出向いて行って住民の皆さんの意見を聞いてみると、なるほどなというふうに思ったのが、利用者の皆さんはただ単に汗を流すとか、自分の家の風呂代わり、銭湯代わりじゃないんだなということを感じました。そうじゃなくて、そこに集っている皆さん同士でお話をしたり、交流コミュニケーションを図るということがもう非常に楽しくて幸福を感じている。そういうふうな気持ちだったんだなということ私思ってたんですが、参加された皆さんはいかが感じましたでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

利用されてる方にとっては確かに大事な施設だと思います。そしてお風呂に限らずそういったコミュニティの場というのは、いろいろな所でできると考えております。確かにお風呂というのは、利用されてる方にとっては大事で裸と裸の付き合いだとか、そういったこともいろいろおっしゃられて、確かにそうだなということは感じておりました。清水温泉という歴史的なものもあるんですけども、町内にも丸田荘があり、あと民間で経営されてる入浴施設等もありますのでお風呂に関してだけ言えば、そちらの方でも対応はできるのかなと、逆に今まで上長与地区公民館に来てお風呂を利用された方については何と言うんですかね、できればお風呂に代わるような施設なりそういったものがないかなということで今検討はしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今おっしゃったところが、やはり行政の考えと住民のギャップなのかなというのを私

感じるんですよ。と言うのは、意見交換会の際に教育委員会の方で公共がお風呂を設置する必要がどうなのかなというような発言もなされましたし、民業圧迫という声もあるんだということもおっしゃられたんで、その辺りが、私最初言いましたように、もう生まれたときから当たり前のようにその地域でお風呂があって、そこを使っていた人達から見れば、恐らく今の発言を聞いても、ああそうかなと、なかなか思えないと思うんですね。遠く離れた所に行くというのはなかなか納得しづらいところがあるんじゃないかな。そこがやはりちょっと今回の意見交換会なり報告会の中で明らかになったというか、非常にギャップを感じたところであります。別にお風呂じゃなくてもいいじゃないかとおっしゃいますけれども、それはその人その人の趣味娯楽いろんな価値感が違いますよね。文化活動ですごく幸福を感じる人もいれば、スポーツトレーニングで感じる人もいろいろそれぞれいろんな多様性があるもんですから、これは経費が掛かり過ぎるから、それは行政の都合もあるでしょうけれども、それぞれのやっぱり価値感というものがあるということを申し上げておきたいというふうに思います。それからちょっと気になるのが、教育委員会としてやはりコストの問題を明確におっしゃったのが、年間800万円の赤字が発生してるんだということを町民の皆さんにおっしゃいました。この800万の赤字というのは、その後、やはり地域の住民の皆さんにも大きく広がりまして、やはりいろんな所で800万もあそこ掛かりよとげなとかいうことで話がありますと、やはり普段利用されてる住民の方がどういうふうに使われるのかなというものは是非考えて欲しいんですよ。あんた達はそんなに税金ば使いよとよというふうに使われ非常に傷ついたんじゃないかなと思うんです。そういった点で11月の報告会の際は、特にこの800万の問題についてかなり住民同士で口論になりましたよね。賛成派の住民の方と反対の住民の方がもう私達の目の前でかなり激しく畳をたたいて、口論というか非常に険悪な雰囲気になって、私もちょっとこれ見て、住民同士の亀裂と言いますか、非常に険悪な雰囲気になったということで、どうだったのかなというふうに思います。中にはもうがっかりして退場、もう終了も待たずにもうぞろぞろぞろ、もうがっかりして帰っていくという光景も見て、非常に私も、私は傍聴の立場で来てますので、非常に胸が痛んだわけでありましてけれども、収入と維持管理の費用を天秤に掛けるとなりますと、いろんな公民館活動、その他の公民館活動されてる方も、運動されてる方も、文化活動されてる方も皆、それを言えば赤字なんです。ですから赤字の額は、そのコストが掛かってるといえるのは私も重々理解をしますけれども、教育行政がこういうコストを天秤に掛けて赤字だ赤字だという説明をするというのはちょっと適切ではなかったんじゃないかなと。行政が内部でコストの計算をするときの内部資料で作ったり、議会に説明するというのはよく分かるんですけども、利用者の住民に、あんたちょっと使い過ぎてると言うようなのは、ちょっと適切じゃなかったのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

コストの件につきましては、やはり利用者の方に事実を知っていただきたいというところで、金額等も提示をさせていただいたのが実情です。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。私達が審議する予算書の中でお風呂の維持管理の経費というのは、この公民館経費の中に計上されておりまして、決算の中でも既定内に納まっているわけです。だから町としては、お風呂には大体このくらいの経費が掛かるというのは最初から見込んで、議会もそれを承認して、それを全然オーバーすることもなく納まっているという点でいけば、そういった見方で言えば赤字と言えるのかなというのも1つの予算上の見方であるということが1点と、それからもう1点、社会教育のあり方なんですけれども、この社会教育施設というのは住民の税金が当然使われるわけで、それだけ費用を掛けてどういう便益が価値があったのかということは当然行政評価、事務事業評価として私はあるだろうというふうに思うんですけれども、ただ、そのときに使用料収入をどれだけ多く確保できてるかという観点になってしまったら、これは本当の行政評価じゃない。これ恐らくいろんな所で研修とかで、行政マンの皆さんというのはいろんな所で言われてるんじゃないかと思うんです。例えば、施設を利用したときに身近な場所で文化を享受できてるとか、健康増進に役立ってるとか、住民同士のコミュニケーションに役立っているとか、そういうふうな特にこの教育の分野というのはお金では計れない心の豊かさの分野というのが非常に占めるものですから、ただ単に収入と支出を見てこれだけ赤字だから、もちろん分かるんです。コストが掛かっていろいろ今後お金も要するというのも分かるんですけれども、ここで計るというのはやはり教育の姿勢じゃないんじゃないかなと思うんですけど、この辺り教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

議員がおっしゃることも分かるんですが、どうしても全てにおいてちょっと財政上も苦しいものですから、その辺は御理解いただけないかと思って苦渋の選択の上で、こういうふうな結論を出したわけでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

答弁でも、まず入浴施設についても多額の経費が掛かります。ほかの公共施設の老朽化も今後お金が要ります。学校のエアコンも必要だということで、これはもう議員も住

民の方もかなり議会だよりなどでも載せているので、そういう状況というのは分かるんですね。その中で今、経費の問題が出ましたので申し上げますけれども、11月の報告会で教育委員会の方でいろんな経費が掛かる説明の中で学校のエアコンに6億数千万掛かることになるんですよということを説明されましたけれども、これは6億丸々町が負担するのじゃないと私は思ってるんですけども、それいかがですか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

概算ベースで今、6億数千万ぐらい掛かるかなと。ただ一応、国庫補助もお願いしてしますので国庫補助がどれだけ出るか。いろんななるべくもう財政上大変ですので、その辺を上手に補助金を利用しながら、それとかいろんなことを知恵を出し合いながらしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

内容については補正予算の内容ですので踏み込みませんが、あの説明の仕方ですと、住民の皆さんは6億円を町が支出をしないとイケない。そんなにお金掛かるんだったらもう自分達はあきらめないといけなかなという点では、やはりちょっと数字を過大と言ったら申し訳ないですけども大きな数字を見せて、そしてこれで納得してもらおうというような、そういう趣旨じゃなかったのかもしれないんですけども、受け取る側はそういうふうを受け取ってしまうということと、時間が余りないので、これについても私が調べた範囲によりますと、地方債の償還分についても今年度かなりの交付税措置がされるということで、実質的な負担というのはかなり圧縮できる可能性が高いんです。ですからそういったことも含めて言わないと、全額、町が6億丸々負担するというようなことを住民に、間違った、正しくない印象と言いますか、与えてしまうという点では問題じゃなかったのかなというふうに思うのと、それから公共施設の老朽化についてなんです、これもやはり本町にとっては重要なことなんです、1つは公共施設の調査がありますよね、老朽化の問題、ちょっと今、正式名称忘れたんですが、それによりまして本町が保有している公共施設の量というのは過大な量ではないということと、それから、これ、長与町だけの問題じゃなくて、もう全国が高度経済成長のときに各地域地域で住民活動を活発にしようということで、公民館なり、青少年ホームいろんな名前館をつくっていったということ言えば全国的な問題だし、また学校のエアコンも全国的な問題で、私は、長与町はそれに加えてやはり大型公共事業等に大きな財政負担を予定している、これもやはりボイラーの設置、それから維持管理にはちょっと厳しいなという判断をした1つの材料になったんじゃないかと思うんですけども、これもやはり1つの遠因と言いますか、影響を与えたんじゃないかと思うんですがいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

確かに大型公共施設の工事等でも多額な経費は掛かるとは思いますけれども、説明会の中では教育委員会としてはこういったことに経費が掛かるということでの説明をさせていただきました。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

町が答弁した経費が掛かるという問題に関連して、私ちょっと質問をしてるんですけども、1つはやはり長年続いている高田南の区画整理事業、先日も同僚議員が、ここにお金、今後どんどん掛かるけども大丈夫なのかという質問も、先日同僚議員もされておりましたし、それから北陽台の中の土地、榎の鼻団地内の民間の区画整理の民有地を購入するために、教育委員会の文化振興基金とか図書基金とか、そういう4つの基金を1つにまとめて、それを土地開発基金というのにプールして、そのお金で民地を買ったということがあります。これは図書館用地だということで教育委員会の所管になってますけども、しかし元を正せば区画整理を法面まで買ってるじゃないかとちょっと出てましたけれども、区画整理を推進するという点も含めてこういったことがやられたという点で言えば、私は教育委員会というのは結構お金ばかり出させられて、非常に内心、自分達のお金ばかり使って、いろいろそういう公共施設の維持管理に支障が出てるんじゃないかという思いが、絶対言えないと思いますけども、そういう思いがあられるんじゃないかと思いますけれども、だから、やはり住民に対する説明（時間切れブザー）

もう終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず日程第2、議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

ちょっと2点ぐらいお聞きします。これ専門的な何か資格があって生活支援とか介護予防とか、そういう重要な形になってますけども、何かこのメンバーに特別な資格があ

る人がなっていくのか。それと人選の方法、2点についてお尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

辻田介護保険課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

委員の資格の有無ですけれども、資格が特に必要な方というのはございません。ただ、この中に生活支援コーディネーターっていう方の参加をお願いしてるんですけども、その方については、町の方から地域包括コーディネーターというのを雇用しておりますので、その方を充てたいと考えております。また、選定につきましては、今現在住民のセミナーということで今年1月から3月までに住民向けに地域の支え合いはどういった感じで進めるとか、セミナーを開いたわけなんですけども、そのセミナーを通して参加されて引き続き興味を持たれた方ということで、現在コアメンバーという形で現在も協議を進めているわけなんですけれども、その方を中心に今後、検討会というのを今現在立ち上げておまして、その方からの意見を踏まえて委員を選出したいと考えております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第65号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第3、議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第66号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は12月12日までに審査するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第4、議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

それでは67号について質問させていただきますけども、通例ですと、町長、副町長、教育長の給与に関する条例も、議員の報酬の改正するときに同時に出て来た背景がこれまでであったというふうに思うんですが、今回、町長、副町長、教育長の改正する条例が出てないというのはなぜなのか。まずそこをお願いしたいと思います。

○議長(内村博法議員)

総務部長。

○総務部長(山本昭彦君)

理事者三役に関しましては、これまでの行政運営等々それとあと現在の置かれている状況等を考慮いたしまして、今回は見送るということで判断をしたものでございます。

○議長(内村博法議員)

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

今回67号についても、これまでの同趣旨の提案理由が言われておりました。近隣自治体との均衡を図るということで、今のこの三役分については議案とは直接関係ありませんけども、今の答弁でこれまで置かれてる状況、職種等々の勘案したということで、そうするとその近隣自治体との均衡では、長与町はこの三役については、そう劣ってないという判断の中なのか、ちょっとそこら辺がよく分からないもので、再度その部分で答えをお願いしたいと思います。

○議長(内村博法議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

今、総務部長が申しましたとおり、今現在置かれている状況等々そういったものをいろいろ勘案いたしまして、今回は三役は見送るということでございます。

○議長(内村博法議員)

ほかに質疑はありませんか。

竹中議員。

○16番(竹中悟議員)

今回の上程に当たりまして確認をしておきたいと思います。この上程議案につきましては、当然、町長の諮問機関、長与町特別職報酬等審査会において、現況の長与町の財政力、それから近隣の動向、そして世評の状況、そして三役との格差ですね、この辺を十分に審査をされて、このような上程をされたというふうに私どもは認識をしていいのかどうか、それについて確認をしていきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

今回の上程議案の内容といたしましては、期末手当の支給割合の増ということでございまして、こちら人事院勧告がございまして、こちら今回そのあとの議案にも上程をしております一般職員の改定もお願いしておりますが、これに準じての改定でございます。したがって、上げる割合といたしましては、十分内容等も吟味されているものと判断をしております。県内市町の状況踏まえてみましても、大体同水準であるべきと私どもも考えております。このことを考えますとほかの市町に比べて、異なる支給割合を設定する必要もなく、ここでほかの市町との差を設ける理由もないという考えから今回の上程をしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議案となっております議案第67号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第67号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第5、議案第68号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この件でも質疑をさせていただきます。まず、第15条第1項中4,200円を4,400円に改めるという条項があります。これは見てみますと、宿直、日直に対する手当

のようです。現在、ちょっと私も認識不足で申し訳ないんですけども、今、常時管理と言いますか、夜間の管理は守衛室ですかね、あそこに2人の方をお願いして、されてる状況だと思いますので、その宿直、日直の状態があるものなのか、そこら辺を一つお伺いしたいのと、それと今回提案理由の中で人事院勧告に基づいて0.2%の引き上げだという説明がありましたが、そういう意味では、現行の平均給与と改正後の平均給与がどれくらいなのかを教えてくださいたいのと、もう一つ、引き上げになる方はおおよそどれくらいの引き上げになるのか。その3点をお願いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず1点目の宿日直手当でございます。これにつきましては本町の条例にもまだ残っているものでございまして、現状、議員のおっしゃるとおり、夜間については守衛の方を委託しておりますので運用はございません。制度としてございますのでこのような改正を行うものでございます。2点目の御質問でございますけども、0.2%引き上げるものというような形で、民間の給与を見たところでの人事院勧告でございます。その点のまだ影響額につきましては、実際に何級が幾らというところは試算をしておりません。全体の中では、予算書の方にもお出しをしているところでございますけども、給与改定に伴う分で影響額が188万9,000円、これは全体分でございます。また勤勉手当に伴うものが367万7,000円の増ですね。合わせて556万6,000円の増というところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

まだ質疑の議案になってないもんでちょっと触れなかったんですけども、その後、補正の中で出ている資料がありますね。この資料を見るとこれが現行の平均給与と改定後の平均給与と確認すればよろしいですかね、そこをちょっと再度確認させていただきたい。これとまた違う数字があるものなのかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議員のおっしゃるとおりで結構でございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第68号は、会議規

則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第6、議案第69号字の区域の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

この字の区域の変更については、区画整理内のことで特段、質疑の段階で異議を申し立てるものではありませんけども、ちょっと参考までに教えていただきたいと思ひまして質問させていただきます。小字がそれぞれ3つの部分があります。的場、江下、珍シ川という形で、これが全て山下の小字に変わるということで、そういう説明だと思ひます。いわゆる今、小字がある部分、的場、江下、珍シ川という部分は、もうこの小字は全て無くなってしまふんですか、区画整理内に入ってしまうと全て無くなってしまふのか、それとも残る部分があるものなのか。なぜこういう質問するかって言うと、いわゆるそのいろいろ地域名っていうのはいろんな歴史があると思ひます。なぜそういう地域の名前がついたかっていう部分がですね。そういう意味でこうした小字が無くなってしまふっていう部分は、元々そういう場所だったからこういう名称がついたというのがあると思ひますんで、もしこの無くなるようだと何かしら残る形を作った方が良いのかなというふうなちょっと思ひで、この区画整理以外でこういう小字が残るといふのがあれば、また、それはまた良いと思ひますけども、その辺が参考までに教えていただければというふうに思ひます。

○議長(内村博法議員)

日名子都市計画課長。

○都市計画課長(日名子達也君)

お答えいたします。議員御指摘のとおり、今回この3字につきまして変更させていただきたいというふうを考えております。しかしながら、字的場、字江下、字珍シ川の3字につきましては、ほかの地番もございまして、ほかの地番につきましてはそのまま字はそのまま残るといふこととございまして、今回別途、変更調書の方で提示をさせていただきました。その地番だけが山下字の方に入らせていただくといふこととございまして、説明がこれでいいのかもちょっと分かりませんが、いふこととございまして、以上です。

○議長(内村博法議員)

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第69号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第69号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第69号は、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたします。

次に日程第7、議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。これから質疑を行います。

質疑はありますか。

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

ではちょっと2、3点お聞きいたします。まず説明書の方で9ページのふるさと納税応援寄附金ですかね。大きな金額1億2,000万ですか、当初よりものすごく大きな金額が補正で上がってますけども、何か特別な大きなものが予想されるのか、あるいは件数が予想されるのか、ちょっとその見通しをよろしくお願ひいたします。それと17ページ、町制施行50周年のマイナス40万、何か締め切ってどういう形でこのマイナスが出てきたのか、その内容についてお尋ねいたします。それと19ページ、ふるさと納税の13委託料その他、その上もサイト料がありますけども、返礼品ですね。長与の特産品が有名でこの寄附金も出てきたんじゃないのかと思うんですけども、ベスト10ぐらいが分かればちょっと教えてもらえればと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長(内村博法議員)

中嶋理事。

○建設産業部理事(中嶋敏純君)

それでは歳入のふるさと長与応援寄附金の方から行きたいと思います。9ページでございます。現在11月末までの寄附額が1億59万7,000円となっております。当初8,000万ということで当初予算では計上いたしておりますけども、超えてしまいましたので、今後12月から年明けの寄附額の見込みでございますが、1億円と想定をしております、合計の寄附額ということで2億円ということにしておりまして、今回補正で1億2,000万ということにさせていただいております。それから19ページでございます。関連がございますので、続けて私の方から御説明させていただきます。返礼品の10位ぐらいまでということだったと思いますが、1番が海産物の干し物セットになるわけですが、それが1位でございます。それから漬け物、それから角煮

まんじゅう、それからミカン。それから、これは何て言いますか、組み合わせがござい
ますので、これが2品入ってる、3品入ってるとかございますので、そこら辺が大体お
おかた組み合わせセット品という形になっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

説明書17ページの町制施行50周年記念事業補助金40万円の減額でございます。
これにつきましては、町民の皆様もしくは団体等が自主的に企画をして実施をする町制
施行50周年をお祝いして実施する事業に対する補助金上限5万円ということで、当初
お願いをしておりました。10件を想定しておりましたが、申請が実際5件ございまし
て、このうち2件は今年度中に実施がされるものとして既に決定をいたしております。
残る3件につきましては、来年度の実施ということで、交付が来年度になりますので、
その分の減額と合わせまして残りの10件に対する5件、残りの5件分についてはまた
改めて募集を行いたいというもので減額をさせていただいております。これにつきまし
ては、予算書5ページの債務負担行為、こちらの方に40万円ということで設定をいた
しまして、お願いをしているものでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

7ページなんですけども、国庫補助金のところで子ども子育て支援交付金これの減額、
それから県補助金の同じく子ども子育て支援金の交付金の減額の内容ですね、どうして
減額になったのかということ。それから25ページは、その関連として地域子育て支
援センターの事業補助金のマイナスというところで、そここのところの内容的なものを教
えていただきたいのと、それから33ページの小学校4億5,500万、空調設備と中
学校2億80万円というところの空調設備の内容的な見積もりは全てどういうふうな形
で出されたのか、内容的なものを教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

私の方から子ども子育て支援交付金の関係で御説明をしたいと思います。議員がおつ
しゃられましたように説明書25ページの地域子育て支援センター事業補助金のマイナ
ス計上の分、それから一時預かり事業補助金のマイナス計上の分、これが影響いたしま
して説明書7ページ、子ども子育て支援交付金の減額補正ということで計上させていた
だいております。9ページの同じく県費の子ども子育て支援交付金も全く同様の国費、
県費ともに3分の1ずつってということで、同じ金額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

予算書の32、33ページの小学校費の工事請負費、空調設備設置工事費の分ですが、こちらにつきましては、今実施設計を行っている段階ということもありまして、調査をいたしました結果を受けまして、概算の工事費ということで今回予算の方を計上いたしております。同じく中学校の空調設備設置工事費につきましても、概算の方で工事費の方を今回計上しております。今後、実施設計が上がってきましたあとに工事費の方、設計金額の方も、もっと精査をされていって額の方はもう少し落ちてくるというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、子ども子育ての方なんです、関連としてあるというところで、これは子育て支援センターの減額による国の補助の返還なのか、その辺りはいかがでしょうか。そして、エアコンのところも概算であるというところなんです、これは国の補助というのは申請をして間に合ったのか、その辺り教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子育て支援センターの2か所中止したことと、一時預かり事業補助金も4園の方で一時預かり事業を中止したことによるものの減額、それに伴う国費、県費の減額ということになっております。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員の御質問にお答えいたします。今回の補助金につきましては、9月の一般質問の段階では、申請をしてないという説明だったんですけども、追加で今回、特別に臨時交付金ということで、新しく30年度の1年に限った交付金というのが新たに創設をされましたので、そちらの方に補助の申請をいたしております。12月4日付けで一応内示を受けております。以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私も33ページの小中学校のエアコン設置についてお伺いします。今の説明で大方理解ができました。このまま予算が執行できるならば、工事に入る時期がいつになるのか、その辺をお伺いしたいのと、また、小学校管理費については、これまでの議会の中では給食調理室もエアコンを設置したいというふうに言われておりました。各小学校にある給食調理室も含まれてるのか。それともう1つ給食センターの方は、この予算上、計上されていないようですけどどうなっているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員の御質問にお答えいたします。工事に入る時期ということですが、こちらにつきましても、まだ実施設計が上がってないということもありまして、その実施設計が上がったあとに入札を行い、工事につきましても、仮契約の段階で議会の議決を経たあとに工事の方に入るということになっておりますので、今まだ明確な詳細な工事の期間ということにつきましては、決まっていない状況です。それと調理室につきましても、小学校の空調設備設置工事費の方に単独の調理場の分というのは入っております。また、共同調理場につきましても、工事を実際にする日にちというものがありますので、そちらに制限がかかってくるということもありまして、今回の補正予算ではなくて、31年度の当初予算の方に工事費の方を計上する予定にしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

大方理解しましたが、教育委員会としては、工事に入りたい目途をいつ頃と考えているのか、そこもまだ全く見えない状況なのか、再度そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

工事の議会の議決を経る時期っていうものがあると思いますので、現在のところはそちらを3月議会というふうな計画をいたしておりますので、実際に工事は入れるのは、4月からではないかというふうに現在のところは考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

23ページの社会福祉協議会運営補助金、それと老人福祉センター運営補助金、これについて少し詳細な説明をお願いします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

説明書２３ページのまず長与町社会福祉協議会運営補助金の増額補正をお願いするものですが、こちらの内容としましては、職員の任用期間延長に伴います人件費の増額、それと給与改定が社会福祉協議会の方で行われまして、それに伴います人件費、それと職員のベースアップ分に伴う増額に関するものがございます。ベースアップ分につきましては、これまでは例年３月補正ということで対応してまいったところですが、社会福祉協議会の理事会の開催時期等の絡みがありまして、今年度から１２月に補正をさせていただくということになりました。続きまして、その下の長与町老人福祉センター運営補助金でございますけれども、こちらにつきましては、老人福祉センターの維持管理に係る分の補助金になりますが、こちら安全対策に係る補修が必要となった部分が出てきたということで、早急に対応が必要と思われるものにつきまして、今回計上させていただいたものがございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第７０号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第７０号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１２日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第７０号は１２月１２日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第８、議案第７１号平成３０年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第７１号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第７１号は、会議規則第４６条第１項の規定によって、１２月１２日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第9、議案第72号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第72号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第72号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れました。

(散会 11時21分)